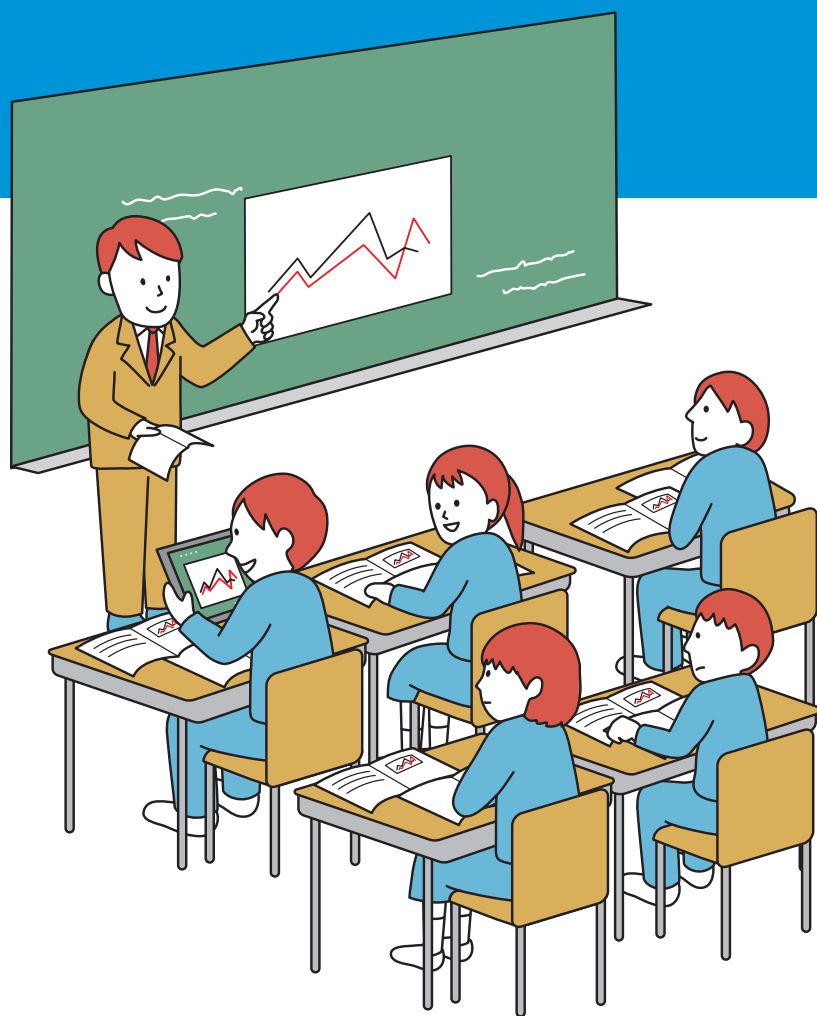


発達障害の可能性のある
児童生徒の多様な特性に
応じた合理的配慮研究事業

平成30年度～令和2年度



令和5年3月

文部科学省

はじめに

発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行され、学校において合理的配慮の提供が求められることとなりました。また、令和 3 年 5 月に成立した障害者差別解消法の改正法により、合理的配慮の提供義務が私立学校を含む民間事業者にも拡大され、令和 6 年 4 月に施行されることとなっています。

こうした中、令和 4 年 12 月に公表された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、小学校・中学校で 8.8%、高等学校においては 2.2% となっており、これまで積み重ねられてきた学校における合理的配慮の実践事例を振り返り、その横展開や理解啓発を一層推進する必要があります。

文部科学省は、平成 30 年度から令和 2 年度までの期間、「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」（以下、「本事業」という。）を実施しました。本事業では、5 県教育委員会、6 法人において、実践研究を行う学校を指定し、合理的配慮の提供等に関する好事例の創出や収集を行ったところです。

本事業では、現在においても参考となるような取組が積み重ねられてきたことを踏まえ、この度、本事業の事業期間中の研究成果をまとめるとともに、事業期間終了後における本事業の取組及び成果の継続状況や普及状況等に関する教育委員会へのヒアリングを実施し、実践事例集としてとりまとめました。各教育委員会や学校等において、本実践事例集も御活用いただき、合理的配慮の更なる充実を図っていただくことを期待しております。

最後に、本事業を取り組んでいただいた関係各位や、ヒアリングにご協力いただいた教育委員会に心から敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

目次

本事業の概要

1

事例

2

01 鹿児島県教育委員会

3

02 山口県教育委員会

5

03 福井県教育委員会

7

04 茨城県教育委員会

9

本事業の概要

事業内容

本事業の委託先は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の中から研究事業を行う学校（拠点校）を指定し、以下の【1】～【3】の研究の項目（ア）～（キ）から取組項目を選択し、研究を行いました。

取組項目 01 児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究

- ア 感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮
- イ 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用した合理的配慮の実践

取組項目 02 児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究

- ウ 高等学校の入学選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮
- エ 中学校の定期試験におけるICT等支援機器を使用した合理的配慮
- オ 高等学校の入学試験を前提に実践した合理的配慮の学習評価の在り方

取組項目 03 外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

- カ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮
- キ 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮

各委託先は、それぞれ研究拠点校を中心に合理的配慮を検討する体制構築や方策検討を行ったうえで研究を実施しました。

（委託先の取組例）

- 特別支援教育に造詣の深い退職校長を「支援体制専門員」として配置。学校を訪問して管理職と懇談し、特別支援教育に対する理解を啓発
- 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが学校を訪問して合理的配慮の事例を収集するとともに、支援方法や校内支援体制構築に対する助言を実施
- 専門性を有する臨床心理士や元教員を「特別支援教育改善アドバイザー」に任命し、学校に派遣。授業参観を行ったり校内研修で指導を行ったりして学校全体の専門性向上に貢献 等

実施方法

実施にあたっては、取組状況の把握、成果の検証等のため、外部有識者、推進地域の学校の教員、受託団体・設置団体の指導主事等からなる「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会」を設置し、拠点校に対し指導・助言を行いました。

事業の成果

本事業の委託先において実践された合理的配慮の個別事例の一部は、インターネット上にデータベース化され、誰でも障害種や配慮の観点に応じて事例を検索し、研修等に活用できます。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
「インクル DB」(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)
http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=13



事例

鹿児島県教育委員会

背景等	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県では、職員研修等を通して合理的配慮の提供に係る合意形成の重要性などについて理解・啓発を進めているが、県下の全ての学校における十分な理解や適切な対応という点について課題がある。 就学、進学時の移行期において、特別な支援が必要な児童生徒に関する情報を整理して引継ぐためのツールとして、鹿児島県独自のものとして「移行支援シート」を作成している。この「移行支援シート」等の作成・活用を推進し、引継ぐ体制を構築する必要がある。 高等学校における発達障害等のある生徒の就職支援について、進路指導担当者のノウハウが少なく、企業等の発達障害に対する理解も十分とは言えない状況にある。
取組のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ①特別な支援が必要な児童生徒への適切な合理的配慮の提供 ②合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携・就職支援）

主な取組内容

①特別な支援が必要な児童生徒への適切な合理的配慮の提供

リーフレットを活用した研修会および講演会による啓発

- ✓ 理解啓発のためのリーフレットを作成し、各学校での研修や特別支援学校の巡回相談等で活用しました。リーフレットには合理的配慮の提供プロセスや事例などを掲載しました。
- ✓ リーフレットの内容をもとに、新任特別支援学級担当者会や特別支援教育コーディネーター養成研修会、特別支援教育支援員研修会など、あらゆる研修の機会をとらえて啓発を図りました。
- ✓ 合理的配慮に関する教育講演会を実施し、参加した150人以上の教職員に対して理解・啓発を行いました。

鹿児島県教育委員会『充実した合理的配慮の提供に向けて～すべての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～』

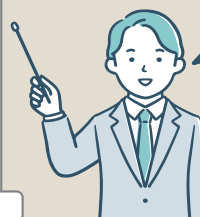
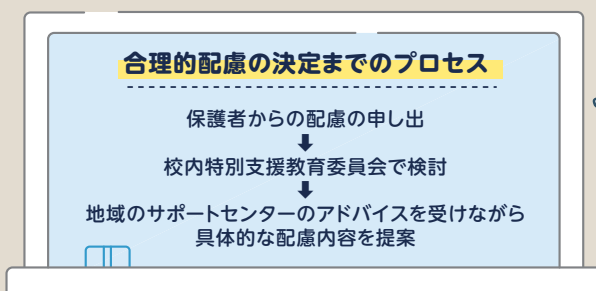


研究拠点校における合理的配慮の提供事例

- 自閉症・情緒障害特別支援学級に通う高機能自閉症の小学校4年生
- 聴覚や触覚の感覚過敏が顕著。また、初めてのことに大きな不安を感じ学校行事や合同学習への参加が難しい

合理的配慮の内容

- 騒がしいときや本人が集中したいときにイヤーマフの使用を認める
- 不安傾向に対して、学習活動に無理に参加させず、段階を追って学習活動に参加できるよう配慮する
- 学校行事や学習活動への参加の方法は保護者や児童本人と話し合って決定する



感覚過敏への対応や苦手なことへの参加方法など、支援の内容を保護者や本人と話し合って決めていることが、児童の気持ちの安定につながっています。

②合理的配慮の提供に関する体制づくり(学校間連携・就職支援)

理解啓発ツールと連携ツールの充実により連携・支援体制づくりを推進

- ☑ 学校間連携に関するハンドブックとリーフレットを作成しました。県内の学校に対し、校内支援体制を例示したり、学校間連携のモデルを示したりすることで、連携の充実に努めました。
- ☑ 学校間連携についての校内研修を短時間でを行うための研修資料を作成し、各市町村や学校に提供しました。
- ☑ 鹿児島県が独自に作成している「移行支援シート」の改訂を行いました。
- ☑ 発達障害のある生徒の就職支援に関する実践事例をもとに就職支援に関するリーフレットを作成し、公立高等学校及び全ての教育事務所と教育委員会、関係労働機関に配布し、研修会等で活用しました。

鹿児島県 学校間連携のためのパッケージ (各資料の位置づけ)

① 特別支援が必要な児童生徒の引継ぎの充実に向けて (H30.3)

② 充実した合理的配慮の提供に向けて (H31.3)

③ 中学校の支援を引き継ぐ!!安心して充実した学校生活のために (H31.3)

④ 高等学校における支援が必要な生徒の就職支援の充実に向けて (R2.3)

⑤ 学校間連携ハンドブック
支援が必要な児童生徒生徒に対する切れ目ない支援の充実を目指して

⑥ 学校間連携の充実のために～切れ目ない支援の充実を目指して～

⑤ 学校間連携ハンドブック (R3.3)

⑥ 学校間連携の充実のために～切れ目ない支援の充実を目指して～ (R3.3)

④ 特別支援が必要な児童生徒の引継ぎの充実に向けて (H30.3)

② 充実した合理的配慮の提供に向けて (H31.3)

③ 中学校の支援を引き継ぐ!!安心して充実した学校生活のために (H31.3)

④ 高等学校における支援が必要な生徒の就職支援の充実に向けて (R2.3)

理解啓発ツール

理解啓発
研修の充実

連携ツール

組織の機能化
組織間の連携

学校間連携の推進
～切れ目ない支援体制構築のために～

令和元年 7月
鹿児島県教育庁 義務教育課

特別支援教育コーディネーター、管理職向け (地区研修等)

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育推進事業
学校間連携の充実を図るための15分研修

鹿児島県教育委員会

教員等向け (校内研修等)

美しい学校生活を
送るために
移行支援シート

鹿児島県教育委員会

移行支援シート
就職支援シート

○ 移行支援シート
○ 就職支援シート等

切れ目ない支援の充実

(出典：鹿児島県教育委員会ホームページ)

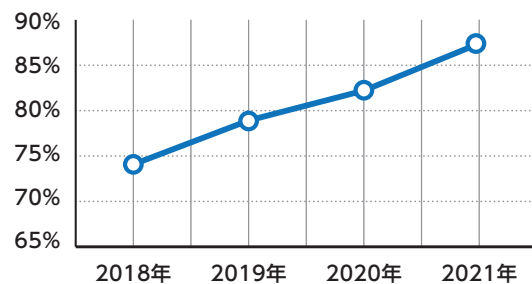


今、どんなことに
取り組んでいますか？

鹿児島県教育委員会に聞いてみました

- ☑ 現在は、学校間連携に関する協議会を設置し、年に2回開催しています。引継ぎにあたっての共通指導事項等を検討しており、2023年度から、検討結果を踏まえた引継ぎシステムの本格実施を目指しています。
- ☑ これらの取組もあって、連携ツール「移行支援シート」の活用は年々増加。高校入試での合理的配慮の件数も増えつつあるなど、学校間の連携が進んでいます。

「移行支援シート」等を活用した学校間引継ぎがなされた中学校の割合の推移



(グラフは鹿児島県へのヒアリング結果を基に作成)



事例

02

山口県教育委員会

背景等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県では、各市町教育委員会と連携して、研修会等を通じた合理的配慮の提供に関する理解啓発を進めてきた。しかし、学校によって合理的配慮についての理解や、提供に際しての校内体制の構築、組織的な取組といった点で状況が異なっている。 合理的配慮の提供から評価・見直しまでのプロセスの具体的で実際的な取組を通して、全ての教員の実践力を高めていく必要がある。
取組のテーマ	<ol style="list-style-type: none"> 県内全ての学校の参考となる合理的配慮の提供プロセスモデルの構築 個別の教育支援計画や個別の指導計画の質の向上及び合理的配慮の適切な提供等に関する事例収集及び周知

主な取組内容

①県内全ての学校の参考となる合理的配慮の提供プロセスモデルの構築

実践を通じ、合理的配慮の提供から評価・見直しまでのプロセスを整理

- ✓ 小・中学校では、校内研修や、全教職員が連携して個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用することを通じて、校内支援体制の構築を図りました。同時に、実践の蓄積を通して、合理的配慮の提供・評価・見直しまでのプロセスを明確にするとともに体制構築のポイントを整理しました。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した合理的配慮の提供・評価・見直しのプロセス

プロセス

①準備

- 校内の相談支援体制の整備
- 教職員の一層の理解促進
- 個別の教育支援計画の記載内容の確認

②意思の表明

- 本人・保護者の申出の受け止め
- 申出がなくても、必要と判断される場合は学校から提案

③調整

- 保護者との相談の場の設定
- 様子の観察や検査等を通じた実態把握
- 専門かと連携し必要性を検討
- 校内委員会等での検討

ポイント

- ✓ 通常の学級担任や本人・保護者が特別支援教育コーディネーターに気軽に相談できる体制かどうか確認します
- ✓ 通級指導教室設置校においては、通級による指導担当者もコーディネートの役割が果たせるとよい
- ✓ 会議や研修は、できるだけ無理なく進められるように工夫します

- ✓ 受容的な姿勢で対応します
- ✓ 学校から提案する際は、担当教員個人の判断ではなく組織的に判断します

- ✓ 合理的配慮の「3観点11項目」に沿って、多様な視点から検討します
- ✓ 実態把握のための検査等が本人にとって心理的負担になる可能性もあることに留意します
- ✓ この段階で、考えられる合理的配慮を試行的に提供することも実態把握の一つの方法です

④提案

- 合理的配慮内容の提案・合意形成
- 合理的配慮内容について校内で共通理解（個別の教育支援計画等を活用する）

⑤評価

- 学習状況や学校生活等の確認
- 本人への聞き取り（確認・聞き取り結果は教育支援計画上に整理）

⑥見直し

- 必要に応じて合理的配慮の内容を修正し提供（修正した場合は教育支援計画に記載）

- ✓ 個別の教育支援計画等に記載する際に、合理的配慮の提供が目標の達成につながっているか確認します
- ✓ 誰もが理解できるように、わかりやすい記述を心がけます

- ✓ 本人が合理的配慮の提供をどのようにとらえているか、提供による効果を実感しているか確認します

- ✓ 合理的配慮の内容を変更した際は、必ず学校全体（教職員、周囲の児童生徒）で再度周知します

②個別の教育支援計画や個別の指導計画の質の向上及び合理的配慮の適切な提供等に関する事例収集及び周知

全校種を対象にしたセミナー開催&全ての公立学校にリーフレットを配布

- ☑ 実践の成果を広く普及するため、県が主催して全校種を対象に「合理的配慮普及推進セミナー」を開催し、事例報告や情報交換を行いました。
- ☑ また、合理的配慮提供の事例や、各学校が校内体制等を自己点検するためのチェックリストを掲載したリーフレットを作成。県内の全公立学校に送付するとともに県教育委員会のホームページに掲載し周知を図りました。



山口県教育委員会「学校における『合理的配慮』の提供—ともに『学び』、ともに『輝く』—

「合理的配慮」提供のためのチェックリスト

「合理的配慮」提供のためのチェックリスト等

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、該当幼児児童生徒の担当教員だけでなく、学校全体での組織的な実態把握、検討及び共通理解が必要であることから、「校内体制の整備」「発達障害の可能性のある幼児児童生徒の実態把握」「提供する『合理的配慮』の観点・項目」に関するチェックリストを作成しました。校内で「合理的配慮」の提供を検討する際に活用してください。

【チェックリスト1 校内体制の整備】
→ 校内で組織的に取り組むための体制整備について確認するためのものです。
「各事例におけるポイント」でのチェック項目とあわせて活用してください。

1	<input type="checkbox"/>	「合理的配慮」とは何か、全教職員が説明できる。
2	<input type="checkbox"/>	本人や保護者が「合理的配慮」の提供について相談する際の窓口は誰であるかを周知している。
3	<input type="checkbox"/>	「合理的配慮」の提供についてどのように検討するか、校内でのプロセスを定めている。
4	<input type="checkbox"/>	決定した「合理的配慮」の内容は個別の教育支援計画に明記し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に提供している。
5	<input type="checkbox"/>	検討の結果、申出のあった「合理的配慮」の提供が過度の負担であると判断した場合、代替案を提示している。
6	<input type="checkbox"/>	障害のある幼児児童生徒と共に学ぶ幼児児童生徒に対して、発達段階に応じた、「合理的配慮」に関する理解啓発を行っている。
7	<input type="checkbox"/>	「合理的配慮」の提供を含む特別支援教育に関する研修を毎年実施している。
8	<input type="checkbox"/>	取組の参考となる「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」（国立特別支援教育総合研究所）や「合理的配慮サーチ」（内閣府）を活用している。

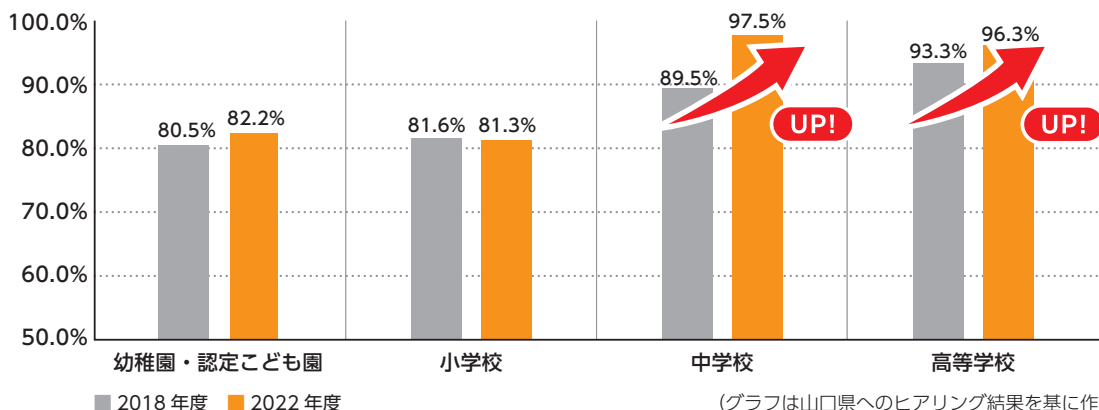
今、どんなことに
取り組んでいますか？

山口県教育委員会に聞いてみました！

- ☑ 山口県では現在、全校種を対象に「特別支援教育授業づくりセミナー」を開催しています。実施校1校を指定して1年間研究を行い、授業公開やワークショップ型の授業検討を行っています。
- ☑ また、個別の教育支援計画や個別の指導計画をさらに活用するために、以下の取組を行っています。

- ①学校現場からの声を踏まえ、個別の教育支援計画の記載内容等を見直し、教育委員会で作成した「個別の教育支援計画のQ&A及び記入例」を改訂
- ②個別の教育支援計画の記載内容が個人的な思いによったものになっていないか、またしっかりと学校で検討・共有されているか、教育委員会がチェック
- ③個別の教育支援計画等を統合型校務支援システムへの組み込みを準備しており、2024年度から一部の県立学校で導入予定

個別の教育支援計画の作成率



小学校の作成率がほぼ横ばいなのが課題です。保護者との合意形成に時間がかかる場合が多いため、今後は個別の教育支援計画を作成する意義を保護者等に理解してもらうための周知を行っていきます。



事例

03

福井県教育委員会

背景等	<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、「通常学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年 12 月文部科学省）に基づいた全県調査を平成 25 年度から行っており、調査結果からは、個別の指導計画等の作成について、支援や配慮等が必要な児童生徒で作成に至っていないケースがあることなどがわかっている。 個別の指導計画等の作成そのものが目的になっており、十分な活用までは至っていないなどの課題もあることから、作成する意義について学校全体での理解と意識改革を進める必要がある。
取組のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ①個別の教育支援計画の活用を通じた、児童生徒の情報の引継ぎ体制の強化 ②教職員の理解・資質の向上及び合理的配慮が適切に提供される校内支援体制の整備

主な取組内容

- ①個別の教育支援計画の活用を通じた、児童生徒の情報の引継ぎ体制の強化
- ②教職員の理解・資質の向上及び合理的配慮が適切に提供される校内支援体制の整備

知見を持つ退職校長を支援員に任命し、県内各市町の学校を巡回支援

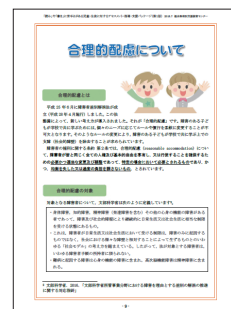
- 特別支援教育にかかわりの深かった小・中学校や特別支援学校の退職校長を「教育支援専門員」に任命。県内各市町の小・中学校を巡回し、管理職と懇談することを通じて、教職員の理解啓発や、校内支援体制の構築等の重要性を周知しました。
- 巡回のなかで、個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の検討の一連の流れについても確認。教育支援専門員による指導の結果、教育支援専門員が巡回した市町はもちろん、県全体でも実施前と比べて個別の教育支援計画等の作成率が大きく上昇しました。

特別支援教育コーディネーターの連絡協議会を開催

- 県内を 6 地区に分け、地区ごとに特別支援教育コーディネーターの連絡協議会や研修会を開催しました。これらには各校の特別支援教育コーディネーターと共に、県の特別支援教育センターや教育事務所などの関係機関も参加し、多様な立場からの意見交換・情報交換を行いました。
- 連絡協議会等への参加を通じて得た知見を、特別支援教育コーディネーターが各学校に持ち帰り周知することで、各学校が各地区の現状と課題を捉えたうえで、校内で特別支援教育の推進を行うことに繋がりました。

関係機関等と学び合い、高め合う関係づくり

- 県および関係市町教育委員会、教育支援専門員、教育・福祉・医療の各関係機関等による合理的配慮研究事業運営協議会を年に約 6 回開催しました。同協議会では、各機関の専門的な知見が活かされるとともに、相互に学び合い、高め合う関係性が強くなり、各機関の新たな取組みや適時的な取組みにつながりました。
- 県の関係機関である特別支援教育センターと連携し、ホームページで合理的配慮に関する情報発信を行い、広く周知を図りました。情報発信ツールの1つである同センターの刊行物（右記）には、合理的配慮の基本的な考え方や対象、提供のプロセス、留意点等の情報がまとめられ、関係者の大きな参考となりました。



福井県特別支援教育センター
『『読み』や『書き』に困難さがある児童生徒に対するアセスメント・指導・支援パッケージ』

研究拠点校における合理的配慮の提供事例

- 言語障害や学習障害の傾向のある、通常の学級に在籍している小学校 4 年生
- 読み書きに困難があり、文章や文脈の理解が困難

合理的配慮の内容

- 文節間に仕切り線を書き加える
- 文章を拡大印刷する
- 行間を空ける
- 印刷のフォントや文字の太さを変える
- キーワードにマーカーで印をつける
- 文章の読み上げ
- 漢字にルビを振る
- 読むときにスリットや指を使う

合理的配慮の提供のプロセスにおける個別の教育支援計画の活用

- ① 実態把握
校内や家庭での様子や発達検査の結果、医師の診断書や意見等を整理
- ② 合理的配慮の内容の検討
校内支援会議で検討した合理的配慮の内容を記載し、保護者の了解を得たうえで実施
- ③ 実践
配慮の内容が児童にとって適切か検討するため、取組の様子と評価を記載
- ④ 評価・見直し
合理的配慮の有効性を評価し、成果と課題を整理。また、年度末に1年間の総合的な評価を行ったうえで翌年度への引継ぎ事項を記載。

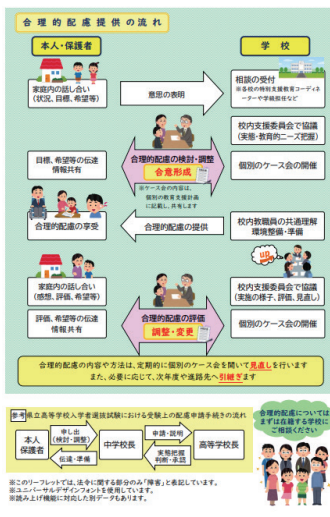
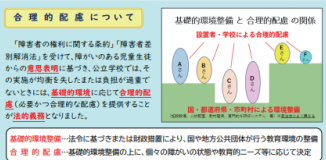
本事業を通して得られた合理的配慮の事例や手続きの流れは、県教育委員会が中心となってリーフレットにまとめてホームページで公開し、広く周知を図りました。



福井県教育委員会「学校生活における合理的配慮について」



学校生活における合理的配慮について





事例

04

茨城県教育委員会

背景等	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県では合理的配慮の検討における、本人・保護者と学校やその設置者等との話し合いの中で、子供の進路を含めた将来に予想される困難や、その困難の背景要因について、双方が十分に共通理解するに至っていないという課題がある。 ● 児童生徒本人が自分自身の特性を把握し、自分にどのようなニーズがあるのかを発信する力を獲得するための支援(自己決定のプロセスへの支援)や、適切な支援を学校全体で考え、提供する支援体制の充実、また、関係機関との連携を図り地域全体における特別支援教育の推進が必要になっている。
取組のテーマ	<ol style="list-style-type: none"> ① 「特別支援教育授業改善アドバイザー」が、個々の障害の状態や教育的ニーズの把握や、個別の教育支援計画等の活用などについて助言・援助を行い、授業改善や担当教員の専門性向上を図る。 ② 通常の学級における個別の実態把握に基づいた適切な合理的配慮の提供や、通級による指導との関連について実践研究に取り組む。また、その成果を地域で共有し、校内外の特別支援教育の一層の充実を図る。

主な取組内容

- ① 「特別支援教育授業改善アドバイザー」が、個々の障害の状態や教育的ニーズの把握や、個別の教育支援計画等の活用などについて助言・援助を行い、授業改善や担当教員の専門性向上を図る

特別支援教育授業改善アドバイザーが、 通級による指導担当教員及び通常の学級担当教員に指導助言

- ✓ 特別支援教育について高い専門性を有する臨床心理士や元教員を「特別支援教育授業改善アドバイザー」に任命し、研究拠点校(中学校5校、高等学校1校)に計90回程度(1校につき15回程度、1回の派遣につき3時間程度)派遣。通級による指導や通常の学級の授業参観や、管理職・特別支援教育コーディネーター等による研究協議等を実施し、通級による指導担当教員や通常の学級担当教員等へ助言を行いました。
- ✓ 通級による指導担当教員の専門性向上を図るため、生徒の実態把握や困難の要因として考えられる背景について具体的な助言等を行い、その助言等に基づいて、PDCAサイクルによる授業改善や個別の教育支援計画の見直しを行いました。
- ✓ 通常の学級担当教員の授業改善及び特別支援教育に関する理解を図るため、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な生徒の実態把握や支援方法、通常の学級に在籍する生徒全員が分かりやすい授業について助言等を行いました。
- ✓ 通級による指導担当教員等との研究協議や校内研修等において特別支援教育の動向や発達障害の特性、支援方法等に関する講義の実施、地区ごとの研修会等における公開授業の助言等の実施など、学校、地域における特別支援教育に関する研修の充実を図りました。

特別支援教育授業改善アドバイザーの活動による成果



- ✓ 特別支援教育授業改善アドバイザーの助言によって、個別の教育支援計画等の様式の見直しや、通常の学級の担当教員と通級による指導の担当教員の間で、生徒に関する情報や指導方法が共有が行われるようになりました。これにより、通常学級での合理的配慮の充実が進み、対象生徒の学習意欲の向上につながりました。



- ✓ 特別支援教育授業改善アドバイザーが、通常学級の授業参観を行ったうえで合理的配慮やユニバーサルデザインについて講義を行ったことで、教員の意識が高まり、通常の学級において黒板に授業の流れを示すなど、すべての子供にとって分かりやすい学習環境づくりが進みました。



- ✓ 特別支援教育授業改善アドバイザーの助言を受けて、通級による指導の担当教員が「特別支援教育通信」を作成し、定期的に発行。校内における合理的配慮についての理解の促進や個別の教育支援計画等に関する共通理解につながりました。

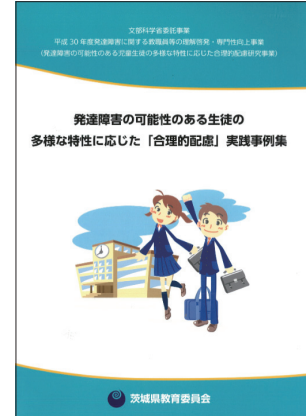
②通常の学級における個別の実態把握に基づいた適切な合理的配慮の提供や、通級による指導との関連について実践研究に取り組む。また、その成果を地域で共有し、校内外の特別支援教育の一層の充実を図る

研究拠点校の実践を成果報告会と事例集で地域に周知

- ☑ 研究拠点校では特別支援教育授業改善アドバイザーの助言も活用しながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用することをはじめとして、適切な合理的配慮の提供を目指した実践を行いました。
- ☑ 実践の成果は、市町村教育委員会の指導主事や中学校の通級指導教室設置校、高等学校の特別支援教育コーディネーター等を対象にした成果報告会で周知しました。
- ☑ さらに、研究拠点校の実践例をまとめた事例集を2冊作成し、県内の国公立の幼児教育施設、小・中学校、高等学校等に配布。学校の設置区分を問わず、広く特別支援教育に関する理解啓発を図りました。

事例集に掲載している実践内容（一部）

- 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 学習機会や体験の確保
- 心理面・健康面の配慮
- 発達・障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 等



茨城県教育委員会『発達障害の可能性のある生徒の多様な特性に応じた「合理的配慮」実践事例集』

研究拠点校における合理的配慮の提供事例

- 自閉スペクトラム症の中学生
- 不安傾向が強く、時間管理や体調管理が苦手。また話すことや対人関係に苦手意識があり、同学年の友達との適切なコミュニケーションに困難がある

合理的配慮の内容

- 本人の心身の状態に合わせて日課や時間を柔軟に変更・調整する
- ホワイトボードやICT機器を活用し、本人に適した方法でコミュニケーションを図ることができるようにする
- 本人の興味・関心を生かして、動植物の世話をしたり得意な手芸活動に取り組む



● 保護者との合意形成や合理的配慮の内容の評価の際に使用する個別の教育支援計画には、本人や保護者との面談・アンケート調査の結果を反映するようにしました。教育支援計画の内容は、学期ごとに作成する個別の指導計画にも反映し、短期目標として具体的な手立てを実施しました。

コラム

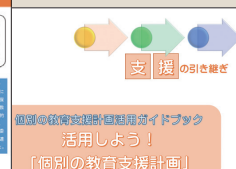
県教育委員会による「個別の教育支援計画活用ガイドブック」の作成

- ☑ 茨城県では、各学校での個別の教育支援計画の活用を図るためにガイドブックを作成しています。
- ☑ ガイドブックでは、様々な学校種間での引継ぎにおける活用例等が合計で10事例紹介されており、どのように個別の教育支援計画を活用すればいいか、教職員がイメージできるようになっています。

事例集に掲載している引継ぎの例

- 幼児教育施設⇒小学校（通常の学級）
- 幼児教育施設⇒小学校（特別支援学級）
- 小学校⇒中学校
- 小学校⇒特別支援学校 中学部
- 中学校⇒高等学校（全日制） 等

茨城県教育委員会
『個別の教育支援計画活用ガイドブック』





文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY•JAPAN